

議員発第 24 号

茨木市議会委員会規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月18日提出

提出者	茨木市議会議員
	岩 本 守
	西 本 睦 子
	永 田 真 樹
	大 嶺 さ や か
	下 野 巖
	岡 本 壱 郎
	坂 口 康 博

茨木市議会議長

長 谷 川 浩 様

茨木市議会規則第 号

茨木市議会委員会規則の一部を改正する規則

茨木市議会委員会規則（平成15年茨木市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第9条中「第15条」を「第15条（）」に、「要求」を「要求）」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第10条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第20条中「すべて」を「全て」に改める。

第22条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第23条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 委員会条例第9条の2第1項の規定は、第1項の規定により出席を求められた委員外議員及び前項の発言の許可を得た委員外議員について準用する。
- 4 前項の場合において、委員外議員が、オンラインにより説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第25条第2項及び第27条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第30条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第31条中「平成15年茨木市議会規則第1号」の次に「。第44条の2及び第44条の3において「会議規則」という。」を加える。

第32条中「とる」を「採る」に改める。

第33条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく委員会条例第9条の2の規定により、オンラインによって出席している委員は、この限りでない。

第35条中「とる」を「採る」に改める。

第36条本文中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第37条第1項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第40条中「第27条」を「第27条（」に、「会議録）」を「会議録）」に改める。

第3章中第45条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第44条の2 委員会又は委員長（以下この条及び次条において「委員会等」という。）に対して行われ、又は委員会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下この条及び次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものを電子情報処理組織（委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合については、会議規則第100条の2の規定の例による。

（電磁的記録による作成等）

第44条の3 この規則の規定（第31条（（選挙規定の準用））において準用する会議規則第22条第1項を除く。）において委員会等が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものを当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う場合については、会議規則第100条の3の規定の例による。

附 則

この規則は、令和7年1月31日から施行する。